

本案について提案理由の説明を求めます。

(経済課長 木田 進君登壇)

○経済課長(木田 進君) ご指名をいただきまして、議案第百号西多摩農業共済事務組合規約の変更について提案理由の説明を申しあげます。

ご案内のように西多摩農業共済組合につきましては西多摩の九つの市町村で組織されているわけですが、そのうちの二つでござい
ます日の出村が六月一日から町制を施行したことに伴いまして、本規
約を改正しようとするものでございます。

内容についてご説明申しあげます。

第二条でございしますが、これは組合を組織する地方公共団体をう
たつてあるわけでございますが、日の出村を日の出町に改めるわけでござい
ます。附則といたしまして、知事の許可のあつた日から施行し、六月
一日から適用するというところでございます。

非常にざつぱくでございますが提案理由の説明といたします。
慎重にご審議をいただきましてご可決あらんことをお願いいたしま

す。

○議長(塩野鉄之助君) 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 以上で質疑を終ります。

○六番(中曽根 実君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百一号については、委員会付
託及び討論を省略し 原案のとおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) おはかりいたします。ただいま中曽根 実君

から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し原
案とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のお
り決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) ご異議なしと認めます。よって議案第百一

号は原案とおり可決いたしました。

○議長（塩野鉄之助君） 追加日程第二請願第四号公民館の早期建設及び地区館の設置に関する請願書を議題といたします。

事務局長をして請願書の朗読をいたさせます。

（古谷議会事務局長朗読） 別添参照

○議長（塩野鉄之助君） 朗読は終わりました。

紹介議員小林菊三君から本趣旨の説明を求めます。

（二番小林菊三君登壇）

○二番（小林菊三君） ご指名をいただきましたので、紹介議員を代表して私から紹介説明をさせていただきます。

昭和四十九年の福生市社会教育事業の概要によると市民文化活動の輪が一段と広がり、それに参加する市民からたいへんに好評を受けておりますことは喜ばしいことであります。

さてここで内容に少し触れてみますと、今年度は福生市文化連盟関係の市民文化教室が十五教室実施され、教育委員会関係が青年学級、成人教室、若者教室、婦人学級等、またリーダー研

福生市議会

修会として青年団体リーダー研究会、青年宿泊研究会、婦人学級グループ連絡会、視聴覚リーダー研究会等、その他市民大学講座等がたくさん実施される予定になっております。このように数々の高度な学習が行われておりますが、このような多くの文化活動に市民が参加され、よりよい社会づくりを目ざしておることはほんとうにけっこうなことであります。しかし数多くの文化活動を行うには何といっても充実した会場と相談に乗ってくれる専門職員が必要ではないでしょうか。現在の当市においては他の市町に比べて施設及び専門職員の数が少ない状態だと思えます。無責任、無関心時代などといわれている現在、市民が生活の余暇に利用した文化活動が、今後の福生市の文化の向上に役立つものと思います。

どうぞ青年層及び婦人層より提出された請願第四号が先輩議員各位の深いご理解により、本件実現が期せられますようお願い申しあげまして、さっばくでございますが紹介説明を終わります。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。これより本件請願に対する質疑を行います。

○十九番(大野行夫君) 紹介議員にちやうとお尋ねいたします。

この地区館請願の趣旨はよくわかりますが、社会教育法に基づいての請願ではないかと思いますが、その中でこの使用法についてのこまかい点につきまして、この辺も検討されておられますかどうか。公民館となりますと、これは使用するほうに一通りの一つの限度があるのではないかと思いますので、その辺を検討されておりましたらご説明願います。

もう一点は複数の地区館をも伴せてという要望になっておりますが、複数の地区館という意味もあわせてご答弁願いたいと思います。

○二番(小林菊三君) 自席でご答弁申しあげます。

大野議員のご質問はこの使用方法でしょうか。使用方法というのは私の手元にプリントがきておりますので、ちやうとご説明申しあげます。現在の福生市の福祉会館あるいは市民会館、それから体育館等を社会教育関係、文化活動について利用しておりますが、型にはまったことでありますので、青年層たちがそこを利用するのにとりしても時間的あるいは構造的にいままで不便を感じておるといふ関係で、充実した文化権に対する充実したものをつくっていただきたいとの内容です。

それから「複数」についてお答え申しあげますが、将来市民会館等の建設が予定されておるのではなからうかと思いますが、そういう一つの

大きな公共施設ができたうちに、このような公民館に利用できるようにしたものもあわせてそこへ持っていくかどうかという点も、請願者のほうの考えがあるようにございまして、少なくとも各地区に小さい集会所、公民館をつくっていただきたいということがあると、私は解釈しますけれども、そういう説明の中にも請願者としてはその方法でも、そういうやり方でもけっこうでございますというようなお答えをいただいております。○十九番(大野行夫君) 複数の地区館というのは私は分室という意味ではないかと思いますが、そういうことでいいですか。

○二番(小林菊三君) 私は分室というふうには解釈しておりません。

○十九番(大野行夫君) そうすると複数の地区館というのはあくまでも「公民館を各地区にも伴せて」という意味になるわけですね。

○二番(小林菊三君) 活字によるとそのような解釈されてもやむを得ないと思いますが、私どもの話し合いにおいては将来そういう大きな公共施設ができた場合に、やはりこういうところへそういうふうなものを当て込

んでもらうというふうに設定していただければ、この複数がそれで解決するのではないかと、いうふうには私はアドバイスしたわけでございます。

○十九番(大野行夫君)

小林議員の紹介説明では私は納得いかない。

それともう一点は公民館と市民会館と福祉会館で使用目的というのは全部異なっているのではないかと思いますけれども、私はそういう意味で先ほどの公民館の目的というようなものをお伺いしたわけですから、れども、ちよつと私の質問の意が解せなかったようですけれどもこの辺の考え方。公民館、市民会館、福祉会館の使用目的が違いますので、こういう面もあわせて村野さんからお話があつて出されたと思うんですけれども、もう一度その関係をご答弁願いたいと思います。

○議長(塩野鉄之助君)

暫時休憩いたします。

午後六時四十二分

休憩

午後六時五十分

開議

○議長(塩野鉄之助君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○十九番(大野行夫君)

私の質問もちよつとおわかりにくかったと思いま

すけれども、本件につきましては当然総務委員会においていろいろとご

審議なされるのではないかと思いますので、

私も先ほど質問しました市

民会館、または福祉会館、公民館、この各三つの館の運営というも

のはいらうとやはり一つの型に入つたことになると思います。

そういう点

もよく考えあわせて総務委員会等でご検討いただくと、そういうこ

とで質問を終わります。

○議長(塩野鉄之助君)

以上で質疑を終わります。

請願第四号についてはお手元にご配付の別紙付託表のとおり

総務委員会に付託いたします。

○議長(塩野鉄之助君)

追加日程第三陳情第五号民間日雇労働者に

対する夏期手当支給に関する陳情書を議題といたします。

事務局長をして陳情書の朗読をいたさせます。

(古谷議会事務局長朗読)

別添参照

○議長(塩野鉄之助君)

本陳情書についてご意見がありましたらお願い

いたします。

○二十三番（石川信義君） 本件につきましては担当委員会に付託をいたしまして、十分ご審議を願うことが最もよろしいかと存じますので、したがいまして関係委員会に付託をいたすことを賛成するものでござい
ます。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で意見を終わります。

陳情第五号についてはお手元にご配付の別紙付託表のとおり建設委員会に付託いたします。

○議長（塩野鉄之助君） 追加日程第四陳情第六号地域館建設に関する陳情書を議題といたします。

事務局長をして陳情書の朗読をいたさせます。

（古谷議会事務局長朗読） 別添参照

○議長（塩野鉄之助君） 本陳情書についてご意見がありましたらお願いいたします。

○十九番（大野行夫君） ただいまの局長の朗読のとおり陳情でございます。当地域のこの陳情書の内容を見て各議員の方もわかりと思

います。

どうか会館の建設等もございしますが、そのできるだけ間の市民会館、福祉会館等の使用につきましても特別のご配慮をいただきました。担当の所管の委員会におきましていろいろとご審議いただけるものと思います。また所管の委員会にひとつこれをご送付されまして内容を検討され、一日も早くご検討をいただきたい。このことを強く要望する次第でございます。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で意見を終わります。

陳情第六号についてはお手元にご配付の別紙付託表のとおり総務委員会に付託いたします。

○議長（塩野鉄之助君） 議事の都合上、追加日程第五及び追加日程第六を一括して上程いたします。

追加日程第五議案第百二号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第六議案第百三号福生市の一般職員の給与に関する条

例の一部を改正する条例

の二案を一括して議題といたします。

これより暫時休憩いたします。

午後六時五十八分 休憩

午後七時四十分 開議

○議長（塩野鉄之助君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本二案について提案理由の説明を求めます。

（秘書職員課長兼庶務課長高水 求君登壇）

○秘書職員課長兼庶務課長（高水 求君） 指名がございましたので、議案

第百二号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は議会議員の期末手当でございますけれども、第五條第二項中「百分の二百十」というのがございしますが、今回の六月十五日の支給分につきまして「百分の二百二十」に改めさせていただきたいと、かように考えている次第でございします。

附則におきましてこの条例は公布の日か

ら施行させていただきたいと考えております。

それから議案第百三号についてご説明申し上げます。

議案第百三号は福生市の一般職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、これはやはり期末手当の六月十五日に支給する分でございします。第十一条の第二項に從來ですと「百分の百九十」というのがございしましたが、百分の十上げさせていただいて「百分の二百」に改めさせていただきたい。それから附則に次の一項を加えさせていただきまして、第八項といましてはこれは今回の人事院勧告に基づきまして、いわゆる給与の先払いでございしますが、今国会におきまして国家公務員につきましても一般職員の国家公務員の給与に関する法律の一部改正が行われました。

それに伴いまして当市職員におきましても、四十九年度の特例措置といたしまして、現在の給料月額にそれぞれ一万五千円を加えた額をもって四月分から行いたいということでございします。ただし諸手当等は期末手当を

除き、計算の算入の基礎に入れないということでございます。施行の

期日につきましては公布の日から施行いたしまして、附則の次に一項を加える第八項の規定につきましては、四月一日からそ及適用させていただくこと

に相なる次第でございます。それから第二項につきましては四月二日以降支払われた分につきましては、この条例による給料の内払いであるということでございます。第三項につきましては市規則への委任等でございます。

以上よろしく慎重ご審議をいただきまして、原案とおりご可決いただきますようお願い申しあげまして、簡単でございますけれども説明にかえさせていただきますと思います。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本二案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。

○六番（中曽根 実君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百二号及び議案第百三号については、委員会付託及び討論を省略し原案のとおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。ただいま中曽根 実君か

ら所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し原案とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 異議なしと認めます。よって議案第百二号及

び議案第百三号は原案とおり可決いたしました。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

なお、次回本会議は六月十九日午前十時から開きます。

午後七時四十五分 散会

福庶発第九百二号

昭和四十九年五月三十日

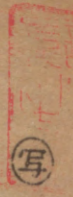
福生市議会議長

石川信義殿

福生市長 石川常太郎 印

昭和四十九年第二回福生市議会定例会の招集について

昭和四十九年五月三十日付け福生市告示第二十二号（別紙参照）をもつて、昭和四十九年第二回福生市議会定例会を招集したので通知します。



福生市告示第二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和四十九年第二回福生市議会定例会をつぎのとおり招集する。

昭和四十九年五月三十日

福生市長 石 川 常太郎 印

一 期 日 昭和四十九年六月六日
二 場 所 福生市議会議場

写

福庶発第九百九号

昭和四十九年五月三十日

福生市議会議長

石 川 信 義 殿

福生市長 石 川 常太郎 印

議案の送付について

昭和四十九年第二回福生市議会定例会に提案するため、つぎの議案を送付します。

一 議案第四十四号 福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

二 議案第四十五号 福生市印鑑条例の一部を改正する条例

三 議案第四十六号 福生市水道給水条例の一部を改正する条例

四 議案第四十七号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例

五 議案第四十八号 福生都市計画事業福生駅東口土地区画整理事業施行規程を定める